

第百六十四回国会

参議院総務委員会会議録第二十三号

平成十八年五月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十八日

廣田 一君

補欠選任
高橋 千秋君

辞任

出席者は左のとおり。

委員長
理事

世耕 弘成君

景山俊太郎君

山本 順三君

高嶋 良充君

内藤 正光君

委員

小野 清子君

柏村 武昭君

木村 仁君

二之湯 智君

山崎 力君

吉村剛太郎君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

那谷屋正義君

藤本 祐司君

蓮 舫君

魚住裕一郎君

澤 雄二君

吉川 春子君

又市 征治君

長谷川憲正君

国務大臣

総務大臣

竹中 平蔵君

副大臣

総務副大臣

山崎 力君

事務局側

常任委員会専門員

高山 達郎君

本日の会議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(世耕弘成君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、広田一君が委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君が選任されました。

○委員長(世耕弘成君) 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。竹中総務大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大等のため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、副知事及び助役制度の見直しに関する事項であります。

市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置くこととし、副知事及び副市町村長の職務として、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行する

ことを追加することとしております。

第二は、出納長及び収入役制度の見直しに関する事項であります。

出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととしております。

第三は、監査委員制度の見直しに関する事項であります。

議見を有する者から選任する監査委員の数を、条例で増加することができるようにするものであります。

第四は、財務に関する制度の見直しに関する事項であります。

クレジットカードによる地方公共団体への使用料等の納付の方法を定めるとともに、行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合を拡大するほか、国債等の有価証券の信託の規定を設けることとしております。

第五は、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設に関する事項であります。

各大臣は、地方公共団体に對し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織が内閣に對して意見を申し出る事ができるよう、連合組織に施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずることとしております。

第六は、議会制度の充実に関する事項であります。

学識経験を有する者等の専門的知見の活用や議長の臨時会の招集請求に関する規定を設けるほか、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止するとともに、委員会の議案提出権を認めることとしております。

このほか、中核市の指定に係る面積要件の廃止その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(世耕弘成君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保証に関する請願(第一七〇六号(第一七〇八号)(第一七二三号(第一七九二号)(第一七九九号)

第一七〇六号 平成十八年四月二十八日受理

郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保証に関する請願

請願者 大阪府吹田市長野東一ノノ一一

紹介議員 吉川 春子君

郵便局で働く非正規雇用労働者「ゆうメイト

は、全国で一六万人以上とも言われ、いつでも契約終了・退職との名目で解雇といった不安定な雇用条件で働き、労基法すら完全に適用されていない。「パートタイム労働法」では、正職員との均衡

処遇が言われているが、賃金を含めた労働条件は、正規雇用労働者と大きな格差となっている。

二〇〇七年一〇月の郵政民営化時には、正規職員は雇用の承継が保証されているが、ゆうメイトはいったん全員解雇、新会社での採用と、極めて不当な処遇となっている。

ついては、次の事項について早急な実現を図ら
 れたい。

一、郵政民営化時における、新会社への雇用の承
 継を保証すること。

第一七〇八号 平成十八年四月二十八日受理

郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保
 証に関する請願

請願者 埼玉県所沢市御幸町六ノ一八ノ

一、一〇二 吉住誠 外千九百九

十九名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七二三号 平成十八年五月八日受理
 郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保
 証に関する請願

請願者 神戸市北区北五葉一ノ七ノ二八

石田博和 外千九百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九二号 平成十八年五月十一日受理

郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保
 証に関する請願

請願者 東京都府中市南町三ノ一九ノ九

鷺津雄次郎 外千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九九号 平成十八年五月十一日受理

郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保
 証に関する請願

請願者 愛知県豊橋市一色町字一色上三

五 石黒範雄 外千九百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。